

令和元年度県外若年者U I Jターン促進イベント開催業務委託 に係る企画提案競技審査会設置要綱

(設置)

第1条 令和元年度県外若年者U I Jターン促進イベント開催業務委託に係る企画提案競技審査等を行うため、令和元年度県外若年者U I Jターン促進イベント開催業務委託に係る公募型企画提案競技審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、令和元年度県外若年者U I Jターン促進イベント開催業務委託に係る公募型企画提案競技に関する次の事項を所掌する。

(組織)

第3条 審査会は、審査委員（以下、「委員」という。）3人をもって組織する。

- 2 審査会は、委員2人以上の参加をもって開催することができる。
- 3 委員は、商工労働部雇用労働政策課長が委嘱する。
- 4 委員の任期は令和元年10月31日までとする。

(委員の責務)

第4条 委員は、公正かつ公平に審査等を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、令和元年度県外若年者U I Jターン促進イベント開催業務委託に係る企画提案競技に応募・参画してはならない。
- 3 委員が前項の応募に参画したことが判明したときは、審査会は、当該応募を審査対象外とするものとする。
- 4 委員は、審査等の過程において知り得た情報を公表してはならない。

(審査会の非公開)

第5条 審査会は非公開とする。

(審査会の庶務)

第6条 審査会の庶務は、商工観光労働部雇用労働政策課が行う。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、商工観光労働部雇用労働政策課長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和元年9月11日から施行する
- 2 この要綱は、委員の任期をもって廃止する。